

全国認定農業者協議会規約

第1章 総則

(名称)

第1条 この組織の名称は、全国認定農業者協議会（愛称：いきいきファーマーズ倶楽部、以下「協議会」という。）という。

(事務所)

第2条 協議会の事務所は、一般社団法人全国農業会議所内に置く。

(目的)

第3条 協議会は、認定農業者の経営改善に向けた意欲と日本農業の担い手としての意思を結集させた自主・自発的な全国組織として、農業政策に対する意見の公表、相互研さんと情報の交換・共有、認定農業者の更なる組織化と組織活動の強化に取り組み、日本農業の発展と国民生活の向上への寄与を目的とする。

(活動)

第4条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる活動を行う。

- (1) 農業経営の改善に必要な農業政策に対する要望・提案等に関する事項
- (2) 都道府県認定農業者組織相互の情報交換・共有、認定農業者の組織化および組織活動の強化に関する事項
- (3) 農業経営の改善に必要な研修など、相互研さんに関する事項
- (4) 農業経営の改善に必要な情報提供に関する事項
- (5) そのほか目的達成に必要な事項

第2章 会員

(会員)

第5条 協議会は、都道府県認定農業者組織を会員とする。また、協議会は、賛助会員を置くことができる。

(加入および脱退)

第6条 協議会に加入するとき、または、協議会を脱退するときは、第7条、第8条および第9条に規定する会長にその旨を届出るものとする。

第3章 役員

(役員を選任)

第7条 この協議会の役員として、理事及び監事を置く。

2 前項の理事は、各ブロックで選出された者並びに会員組織の女性部の代表者として、総会において選出する。

3 理事の互選により、会長1名、副会長5名を選出する。

4 監事を2名おき、監事はこの会の会計を監査する。

5 監事は、以下のブロックの組み合わせからそれぞれ選出された者を、総会において選出する。

- (1) 東北、関東・北信越、東海・近畿

(2) 中国・四国、九州

(ブロック)

第8条 前条のブロックは、以下のとおりとする。

東北ブロック（岩手・宮城・秋田・福島・山形）
関東・北信越ブロック（茨城・栃木・新潟・富山・福井）
東海・近畿ブロック（静岡）
中国・四国ブロック（島根・徳島・香川・愛媛・高知）
九州ブロック（福岡・長崎・熊本・大分・鹿児島）

(役員の仕事)

第9条 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその仕事を行う。
- 3 監事はこの会の会計を監査する。

(役員の仕事)

第10条 役員の仕事は2年とする。ただし、再任を妨げないものとする。

- 2 役員がその任期中に辞した場合は、選出ブロックで協議のうえ後任者を選出し、残任期間の仕事を行う。

(顧問)

第11条 この会は、顧問を置くことができる。

- 2 顧問は会長の推薦により、役員会で選任するものとする。
- 3 顧問は会長の求めにより、協議会の運営に関する助言を行う。

第4章 総会

(総会)

第12条 総会は、通常総会および臨時総会とする。

- 2 通常総会は、毎年1回開く。
- 3 会長が必要と認めたとき臨時総会を開くことができる。
- 4 総会は、会長が招集し、議長には会長があたる。

(定足数)

第13条 総会は、会員の過半数の出席がなければ開くことができない。なお、代理人および書面による議決権を行使することができる。

(総会議決事項および議決方法等)

第14条 総会は、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 事業計画の設定または変更に関する事項
 - (2) 事業報告に関する事項
 - (3) 規約の変更
 - (4) 解散
 - (5) 会員の除名
 - (6) 役員の仕事
 - (7) その他協議会の運営に関する重要な事項
- 2 会員は、総会において、各1個の議決権を有する。

3 前項に掲げる第1号、第2号および第7号の事項は、出席者の議決権の過半を、また、第3号から第6号の事項は、出席者の議決権の3分の2以上の多数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 議長は、会員として総会の議決に加わることができない。

第5章 青年部

第15条 この協議会は、青年部を置くことができる。

2 青年部は会員組織に所属する概ね45歳以下のものによって構成するものとする。

第6章 女性部

第16条 この協議会は、女性部を置くことができる。

2 女性部は会員組織に所属する女性によって構成するものとする。

第7章 事務局

(事務局)

第17条 協議会に事務局を置く。

第18条 事務局は一般社団法人全国農業会議所内に置き、協議会の事務を処理する。

第8章 経費および活動年度

(経費)

第19条 協議会の経費は、次の収入をもってあてる。

(1) 会費

(2) 寄付金及び助成金

(3) その他の収入

(事業年度)

第20条 協議会の活動年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

附則

1 この規約は、平成17年10月27日から施行する。

2 ネットワークの設立初年度の役員を選任については、第8条第1項中「総会」とあるのは、「設立総会」と読み替えるものとする。

3 ネットワークの設立初年度の活動計画の議決については、第13条中「総会」とあるのは、「設立総会」と読み替えるものとする。

4. この規約は平成19年4月1日から施行することとし、平成18年度の活動年度及び役員任期は、平成18年10月1日に始まり、平成19年3月31日までとする。

5. この規約は平成22年12月1日から施行する。

平成17年10月27日改正

平成19年 3月29日改正

平成22年12月 1日改正

平成27年 6月30日改正

平成28年 6月29日改正

令和 2年10月 9日改正

令和 4年 5月25日内規改正

令和 6年 7月 4日改正